

# 1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 3 1 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

午後 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 5 号  | 平成 3 1 年度有田川町一般会計予算                                   |
| 日程第 2  | 議案第 6 号  | 平成 3 1 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算                           |
| 日程第 3  | 議案第 7 号  | 平成 3 1 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 日程第 4  | 議案第 8 号  | 平成 3 1 年度有田川町介護保険事業特別会計予算                             |
| 日程第 5  | 議案第 9 号  | 平成 3 1 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算                       |
| 日程第 6  | 議案第 10 号 | 平成 3 1 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算                             |
| 日程第 7  | 議案第 11 号 | 平成 3 1 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算                            |
| 日程第 8  | 議案第 12 号 | 平成 3 1 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 日程第 9  | 議案第 13 号 | 平成 3 1 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算                             |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 | 平成 3 1 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算                              |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 | 平成 3 1 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算                           |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 | 平成 3 1 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算                           |
| 日程第 13 | 議案第 17 号 | 平成 3 1 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算                           |
| 日程第 14 | 議案第 18 号 | 平成 3 1 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算                         |
| 日程第 15 | 議案第 19 号 | 平成 3 1 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算                         |
| 日程第 16 | 議案第 20 号 | 平成 3 1 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算                         |
| 日程第 17 | 議案第 21 号 | 平成 3 1 年度有田川町水道事業会計予算                                 |
| 日程第 18 | 議案第 22 号 | 有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する<br>条例の制定について             |
| 日程第 19 | 議案第 23 号 | 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す<br>る条例の制定について            |
| 日程第 20 | 議案第 24 号 | 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条<br>例の制定について              |
| 日程第 21 | 議案第 25 号 | 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関<br>する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 26 号 | 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制<br>定について                 |
| 日程第 23 | 議案第 27 号 | 有田川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて                    |
| 日程第 24 | 議案第 28 号 | 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につい<br>て                     |

- 日程第25 議案第29号 有田川町下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第30号 有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第31号 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第32号 有田川町文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第33号 有田川町農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議案第34号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第35号 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第36号 有田川町道路線の認定について
- 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第37 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第38 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第39 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第40 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番	片畑進之	11番	佐々木裕哲
----	------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	森 田 栄 一	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 長	記 細 野 鶴 子
---------	---------	-----	-----------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 議案第5号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、議案第5号、平成31年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。

議案第5号、平成31年度有田川町一般会計予算について質疑をさせていただきます。平成30年、第2回の定例会で、公共施設Wi-Fi設置状況について一般質問させていただきました。今後の方針の質問に対して、平成31年度より設置していきたいという答弁をいただきました。しかし、この平成31年度の当初予算に計上されておられません。これはどのような計画になっているのか、答弁をよろしく願います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

フリーWi-Fiの設置につきましては、現在、金屋文化保健センターへの設置を検討しているところでございます。予算につきましては、平成31年度当初予算には計上しておられません。国の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用していくのでは

なく、もう少しランニングコストを抑えられる方法で、現在検討しているところ  
でございます。方針等が決まったら、また対応していきたいとこのように考えております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

よろしく申し上げます。

もう1点、質問させていただきます。予算書の126ページ、127ページの7款  
商工費、1項商工費、2目観光費、28節繰出金のところで、かなや明恵峡温泉特別  
会計繰出金というのが計上されております。この財源はどのようになっているのか。

また、一般会計繰出金が増加しております。この理由をお答えください。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

まず、私のほうからは、かなや明恵峡温泉特別会計の繰出金の財源についてでござ  
いますが、観光振興基金からの繰入金400万円を財源とさせていただいております。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

私から、御質疑にお答えいたします。一般会計からの繰出金でございます。今年度  
につきましては、229万5,000円、そして来年度、今、計上させていただいて  
いる予算につきましては、400万円と増額しております。その理由といたしまして  
は、歳入の施設使用料をここ数年の実績に合わせまして減額させていただいているこ  
とと、それから歳出の面で臨時雇用賃金が増額しております。そのことが増額の最も  
大きな要因であると考えられます。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

質疑をさせていただきます。まず1点目、第3次定員管理計画というのがありま  
すが、全体として職員数、平成29年の368人を基準として、同程度の水準を維持す  
るため、平成34年度で366人と計画されています。これが次年度以降の計画につ  
いての基準となるのかどうかお答えいただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

第3次定員管理計画のとおり、基本的には平成34年で366人を計画数としております。ただ、社会情勢の変化や、国における公務員制度に係る改正等に伴い、業務量に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を見直すこととします。

ただし、職員数を削減する状況にあっても、年齢構成など、中長期的な視野に立った上で計画的な職員採用を継続していく予定でございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ということは、今の答弁では、機械的には削減していかないということで確認させていただいてもいいですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

はい。今、現在のところは基本的には平成34年、366人を目標としております。しかし、いろいろ社会の情勢の変化に応じては、柔軟には対応していきたいと、このように考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を国からつくれと言われて、つくっております。平成28年4月から平成33年3月末までの計画となっておりますよね。そこで、まず1点目として、女性の採用受験の割合、50%に上げる。2つ目、班長以上の女性割合、25%の目標を掲げている。3つ目、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上とする。4つ目、年次有給休暇を取得しやすいようにする。こういう目標を掲げておりますが、それぞれ到達点と含めて、また予算的にも、こういう絡みの予算措置をしているのかどうかを含めて、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

女性の当町の採用試験の受験割合につきましては、平成30年度で36.1%ということで、まだ50%には到達はしておりません。ただ、今後におきましては、なるべく女性の受験者がふえるよう、いろいろな説明会であったりとか、ホームページ、フェイスブックなども使いながら、目標を達成できるよう頑張っていきたいと、このように思います。

班長以上の女性の職員割合につきましては、平成30年で15%ということになっ

ております。これにつきましても、今後も優秀な女性の登用を実施し、引き上げを行いたいと考えております。

続きまして、育児休業を取得する男性の職員割合の10%についてでございますが、育児休業を取得する男性職員の割合につきましては、残念ながら取得した実績はございません。目標達成については難しい面もございますが、今後につきましては男性職員についても育児休業をとりやすい環境づくりには取り組んでいく必要があると、このように考えております。

それに伴う予算措置につきましてでございますが、育児休業に対する非常勤職員の予算を計上しておりますので、対応のところは平成31年度は可能ということでございます。

そして、年次有給休暇の取得についてでございますが、課によって状況は違うと思いますが、部課長より取得をできるよう推進していきたいと思っております。また、計画的に年次有給休暇の取得をできるように、今後は考えていきたいとこのように考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、人員体制の問題で、消防職員の問題ですが、平成31年度で定数というか、70人という目標を定めています。実人員との関係でそうっていないのはどうしてでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖誠）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。定年退職の予定者が2名であったところ、早期退職の申し出がありましたので、その分、減というふうになっております。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

定員については、消防力の基準から行っても、少ない人数になっておりますので、この消防職員の本当に大事なところの部署なんで、少なくとも町がつくった計画には素早く対応していただけるように求めておきたいと思っております。

それから、次、ぶどう山椒ブランド化事業ですが、最終年度になると思うんですが、商品開発とか、地域産品のブランディング、遊休農地や施設の活用についての、いろいろ掲げられているんですけども、それらの見通し、実現についてはどうなってい

るのでしょうか。

また、次年度からの取り組みについて、計画の方向なり、目標を持っておられるのかどうか、あればお伺いしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

新開発商品につきましては、町内における個人グループ、それから事業者さん、それから町外においては、メーカー等の開発意向を把握してございます。機運の高まりを受けまして、平成31年度においては多岐にわたる開発支援計画を持っております。このような流れを着実に進めることで、ブランディングを推進してまいりたいと考えております。

遊休農地の活用に関しまして、昨年10月から着任しております地域おこし協力隊の活動といたしまして、山椒農家の経営意向の把握を行っております。同時に清水の境川地内なんですけれども、遊休農地への山椒苗木の植栽を行っております。栽培に着手するなど、地域活性化の牽引役としての役割を担ってまいります。移住者という外の力を活用することの重要性を鑑みまして、今後は国が推進する、都市から地方へという施策などを活用しながら、遊休農地及び施設の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、ブランド化に係る事業につきましては、ぶどう山椒に限らず、産業振興の重要施策であると位置づけており、継続することでこれからの効果が生まれるものでありますので、次年度以降においても具体的にはまだちょっとないんですけれども、何らかの形で継続できるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この項目での再質疑させていただきますが、これだけ山椒のブランド化等に何千万円、5,000万円ぐらいですかね、使う計画になっているんですが、現場の農家の方の声を聞きますと、一番、求めているのは山椒をとってくれる人員の問題だと言っています。とにかく一番忙しいときに山椒とりをしてくれる人を一番求めているんだということなんです。ですから、ミカン農家もそうですし、そういうミカンや山椒などの農産物をとる作業にかかわっていただけるような体制、仕組みづくりをぜひ求めておきたいと思っております。

そして、山椒についても花山椒が結構都会でもいいようなことを聞いておりますし、そういう花山椒などもブランド化して売り込むということも考えていただきたいと思います。

うんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

ただいまの御質疑についてでございますが、ぶどう山椒、それからミカン等、やっぱり収穫時期の人手不足というのは本当に耳に入ってくるところでございます。先ほどの遊休農地の活用と同様に、外の力を活用できるということが重要であると、今も考えております。援農ボランティア、それからワーキングホリデーといった取り組みの推進をこれからも進めた上で、個人、それから団体、企業への働きかけを実施して、進めていきたいと考えております。

また、花山椒の活用についてですけれども、実山椒が主体の現在の栽培方法ということで、花山椒につきましても、今、現在使用している農薬を使ったらちょっと花山椒の収穫ができないというような実態もございます。それと、花をとった後の実のつき方、その辺もちょっと確立はされておきませんので、今後、またそういう研究もしながら、活用について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、学童保育所のことで質疑をさせていただきます。今回、新たに予算措置されて、田殿学童保育所が始まりますけれども、4月の開所ができるんでしょうか。その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、新たに新設する田殿学童クラブの開設時期については、補助金、指導員、備品の準備もさることながら、やはり保護者会の組織の確立させまして、十分協議を重ねた、安全に開設できる見込みが6月となりました。これについては保護者会と十分協議を重ねた結果であります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、育児記録アプリの新規の事業ですが、今回、K. K. エムティーアイ事業者のソフト使用分ということになるんですが、何件ぐらいの利用見込みを持っておられ

るのか。また、これを使うことによるリスクへの対応も十分になっているのか。そして、また母子手帳との関係から言うと、併用的な形になると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

利用については、初年度は150件程度を見込んでおります。それについては、妊娠届出時及び乳幼児健診のときに啓発を行って、約40%程度を見込んでおります。

また、母子手帳は従来の紙の母子手帳は全国共通仕様であり、今回の電子母子手帳アプリサービスは本町のみのものであり、他町村へ転出した場合は使用できなくなります。そこで、従来の紙の母子手帳との併用使用となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

やっぱりそうなりますよね。それで、もしこのアプリをやっている事業者が撤退とか、もしくは倒産とか、ないと思うんですが、そういうふうになった場合、不測の事態の場合、対応方法について契約書には書かれているのかどうか、確認したいんですが。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

この母子手帳アプリは全国で133の自治体が導入実績があります。事業者としましては、このソフトの利用をあくまでも町が利用申請ということで使わせてもらうということなんで、もし万が一事業者が破綻した場合は、そこでソフトの使用提供が終わりますので、利用も終わりとなっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、建設課の関係を言います。住宅建築物耐震改修事業補助金の問題ですが、このたび、県のほうが補助金を先に事業者に渡してという、いわゆる代理受領制度を県も導入したと思うんですが、それに伴って当町も対応できないのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

有田川町におきましても、平成31年度より耐震改修事業補助金の代理受領制度を導入する予定となっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

その点はよろしく願いいたします。

次に、教育委員会関係なんですけども、中学校のクラブ活動について伺います。例えば、ことし石垣小学校を卒業された生徒さん18人なんですけど、地元の中学校へ行くのは13人しかないんです。御存じだと思います。5人がよそへ行くと。もともと吉備地域におられた方が石垣小学校へ来てくれてやったという問題もありますけども、要するにクラブ活動なんか石垣中学校、ないところで行きたいというのが結構ありますよね、今までも。特に心配するのは小規模校からせつかく頑張っているのに、よそへ行かれたら、小規模校がますますしんどくなってくるんで、小規模校に行かれてもクラブ活動については、一部やってくれてはいますが、専門の指導員を配置していただいて、どこの学校から行っても、クラブ活動が十分できる体制をつくっていただきたいと思うんですが、文科省はそれを認めていますよね。その点、今後、考えていただけませんか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員、おっしゃるとおりなんですけど、中学校におけるクラブ活動は一応、週5日ということ想定しています。それで、その指導に当たれる指導員の確保とか、教職員が顧問となって指導する必要があるところで、クラブ員の確保、小規模の学校であれば、クラブ員の確保とか、場所とかが限られてきまして、部活動が限られてくるという実情です。現状といたしましては、小学校から継続して取り組んでいる競技を続けたいという子どもさんにつきましては、その希望をかなえるためにも、就学指定校の変更の制度を活用する現状となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この問題については、今後もそういう事例がいっぱい出てくると思うんで、文科省の言っていることも含めて、検討できる余地があったら、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、ALECの関係でウォークスルーシステムの購入、3,326万円、ICタグ購入に42万円余りなんですけど、もう一度改めて、導入の目的、それから年間の保

守点検など、維持管理費はどれくらいなのか。また直近3年間のALECの図書貸し出し数についてお答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、過去3年間の図書の貸し出し冊数であります。平成27年度が24万264冊、平成28年度が23万2,640冊、平成29年度が20万498冊となっております。ウォークスルー導入の目的はもちろん、この落ちてきている貸し出し冊数の回復、来館者数の回復、それと合理化、また貸し出しするときのプライバシーの保護等であります。

年間の保守料、維持管理料につきましては、今までのシステムとは変わらず、年間624万円程度となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑、ございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

まず、税務課に宇井苔の風車で本年度の課税額をお聞きしたいと。また、初年度で幾らで、現在、償却当初から現在と、初年度と今年度の税額をお聞きしたい。

第2点目には、上六川山林を開発造成して、大規模な太陽光発電施設、通称メガソーラー施設についても、土地の不動産及びメガソーラーの償却資産税についても課税状況をお聞きしたいと。まず、全体面積がどのぐらいで、メガソーラー設置面積はどのぐらいと。また、何キロワットのアワーであるんで、土地の課税と償却資産としての課税があると思いますので、それについてお聞きしたいと。

そして、上六川でのメガソーラー建設については、先日の一般質問においても多くの質疑がありましたが、若干お聞きしたいと思います。1点目に山林を開発する許可は県と思いますが、担当部、担当課はどのようになっているのか。また、町の窓口は申請時はどこで、また現在はまだ申請のまま産業課でなるのか。また、建設部も入っているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

メガソーラーを計画して、造成工事に着手まで、ソーラー設置企業と上六川区と協定書を結び、有田川町を立会者と理解しているが、そのとおりであるかと。まず、質

問をするんには、この前の一般質問を聞いていても、地元住民の物すごい不安があるということについて、現状で約20年間も操業できるのかと。この終了までに、造成工事、また山林の伐採、造成工事の不安のないような、地元と協定を結んでいると思いますが、今後、やっぱり最低20年、運営するという形の中で、またこの9月に1年おくれぐらいで許可が出ると、認可されるというような話でございますが、それはどんなになっているのか。そのときには今度、安心した操業、運営をできるような協定を、新たな協定を広く地元区、また請願も上がっている有田川漁協も結んだような形の中で取り組んでいくべきではないかと思いますが、町の御見解をお願いしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

亀井議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の中紀ウィンドファームの2期目の工事というか、課税状況ですけども、2期目については今、着手したところでございます。計画となっておりますのは、2,100キロワットの23基、全体であると認識しております。雑種地と山ともわからない状況ですので、今年度、調査を行う予定となっております。また、今後、山林、雑種地と順を追って課税してまいりたいと思っております。償却資産についても、完成後、申告手続完了後、課税していきたいと考えております。

続きまして、上六川の太陽光発電施設でございますが、太陽光発電設備については耐用年数17年となっております。償却率は0.127で計算しております。上六川の太陽光設備につきましては、償却資産として平成31年、この1月末で申告手続が完了しましたので、平成31年度から課税する予定となっております。発電量につきましては、1万6,000キロワットと聞いております。

続きまして、その土地についてなんですけども、土地につきましては全体面積73万2,766平米あります。そのうち、太陽光パネル等造成面積につきましては、39万7,390平米あります。それは実測面積でありまして、それに置きかえまして、登記簿上の面積につきまして、19万5,383平米となっております。地籍調査、町全体、済んでおりませんので、登記面積で積算しております。ということで、19万5,383平米で積算しております。

山林から、平成29年度中に造成部分ができ上がってきましたので、造成部分を山林から雑種地として平成30年度から課税しております。また、平成31年度、1月現在、さきのとおり償却資産の申告手続が完了しましたので、雑種地の比率を少し見直して課税する予定になっております。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

亀井議員の御質疑にお答えいたします。

山林の開発をする場合、どこが窓口かということについてでございますけれども、林地開発許可申請につきましては、当町でありますと有田振興局の林務課、そこが窓口になっております。そこに事業者から申請を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員の質問にお答えします。

協定書の見直しなんですけども、これはあくまで釜中・上六川区と業者との協定書で、うちが作成したものではありません。その中へ町も入ってほしいということで、入らせていただいたんで、今のところ、ちょっと見直す予定はございません。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

もう、いろいろ説明出たんで、税金関係、金額まで教えてほしかったんやけど、大台で言えんということであるんで、ただ、町長、誤解せんようにね。誤解せんように言うておきたいんやけど、環境センターであろうと、どんなもんであろうと、一応、工事するときとでき上がったというのとでこのこと違ってくるんで、大体20年ぐらいでっていうて、17年っていう話であるんで、やっぱりこんなんしたいんやと、最初にいうて、こんな工事して、こんなやつやいうて、ずっとこういうような何しようかと。

ほんで、町が県の話は、これは別として、それはあくまでも僕もそこにいないし、そのときには産業部長とか建設部長も同席していると思うんよ。これはやっぱり県の、有田川町より県は上部機関であるんで、これ幸いに副町長も県の大幹部から有田川町の大幹部に来てくれているんで、ここは遠慮せんと、そんな話で、この前の話も言うてもうたら、それでええんで。僕が言いたいのは、今まで工事用の契約してたと。今後、安心、安全のため、維持、操業の協定を結んだらどうですかって、第三者的な立場で言うてな、それしたら、今、請願も、漁協も上がっている、この上六川だけっていうて、そこだけで何してとか言うて、周辺の不安もあるっていうことであるんで、それをまたそこの話し合いの中でやけど、一応、第三者的な立場で、一応どういう人であろうと、どういう企業であろうと、有田川町で土地を持ってくれたら、固定資産税もらいます。そこへ、いろいろな事業をしたら、事業税もらいます。太陽光とか風車が立っても、償却資産として年々減っていくけどもらいます。それは普通

ですっていうて、町長、置いとかなんだら、町が金もうけするんやろが、あとは町が責任持ったらええねやって言われんように、第三者として、この前の工事、山の木切って、造成でこうするっていう、その間の増水のときにびっくりしていると。それで、この前も、向こうの社長も来てとかという話もされてたんで、それであつたら、一遍、安心安全のために維持、管理の協定をもう1個、結んだらどうですか。そこの点だけの話であるんで、そこの点を言うたら、みんな安心するんと違うんかな。まずは議員も安心したら、町民も安心すると思いますので、その点だけよろしく。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

こういう開発というのは、太陽光だけと違って、いろんな開発をやっているところもたくさんあるんで、一遍、事例を参考にしながら検討していきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

それでよろしいですか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

もう1点、ほかのことでちょっと。この前、産業課の何で、清水のふるさと開発公社の何が添付されてましたので、これについて、ふれあいの丘、スポーツパークのところへぱっと見たら、平成30年度の見込みが900万円の赤字ですって添付されているんで、この議会では、ふるさと開発公社の審議はするんではないんやけど、今度は平成31年度がもっとにもなってくると。これはふるさと開発公社が、一度スポーツパークを放したい。その時に手合わせて、700万円で維持、管理してくださいって言うて、それが今、900万円の平成30年度でも赤字が出ている。これはいつまで補助金、また委託する気持ちですかっていうものが1点と、もう1点は、高石市のふるさと村と、そのときに委員会で総務の何のほうへ、やっぱり清水地区でふれあいスポーツパーク、もう電気消えたら、それは寂しいのはわかる。そやけど、町として、いついつまでもこの700万円ずつの赤字やというものに補填もできやんと、こういう話やったんで、いつまでもするんですかというのと、高石市がふるさと村をつくってくれて、去年度でも4,000万円の撤去増とか、それは旧清水町で姉妹都市を結んでしていたと。それで有田川町は平成18年からまた姉妹都市になって、約10年以上来てたと。そのときにスポーツパークでも使ってもらったらどうですか。今度は4,000万円もいって、もう有田川町にえらい目に遭うと、優しいことを言うて、今度は期限が来たら、もう潰せって言う。いうてでも、何とか町長と向こうの市長さんの人間関係で結んでいると思うんやけど、これ、もっといろいろ使ってくれたらどうですかっていう話をしたら、ふるさと開発公社も物すごい喜ぶと思うんよ。議会でとめたような形になっている。そういうことの前向きな取り組みを高石市とで

も、そうやってしたらええんと違うんかなと、こう思ったんで、そこの御見解をお願いします。

○議長（殿井 堯）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

高石市さんとの交流につきまして御答弁させていただきます。

今、森林環境譲与税、この平成31年度から導入されることに伴いまして、我が町が森林整備ということになりますけれども、都市部にもついてくる譲与税などございますので、そこで都市部につきましては、啓発と、そして木材を利用していこうということを使ってこられると思います。

そこで、こちらのほうに来ていただきましたときに、議員、御提案いただきましたように、スポーツパーク、ふれあいの丘で宿泊をしていただいて、そして研修をやっけていってもらおうといったことも、今、実現に向けて話し合いをさせてもらっているところです。

あわせまして、木材の利用につきましても、今後、提案をさせていただくという予定になってきてございます。それにつきまして、以上御答弁させていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第5号について反対の立場から討論を行います。

まず1点目として、地方創生事業の成果、全体像が相変わらず見えてこないということであります。また、この事業は一部のところへ委託が多くなっている点もいかななものかと考えます。

第2に、町内すべての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。

第3に、保育士で見ますと、正規保育士の給料と正規保育士報酬と賃金合計に占める非常勤、臨時雇い賃金の比率が54.8%を占めています。そして、保育士の不足や保育室が足りないために、いわゆる育休退園も生まれています。子育て支援の立場から言いますと、保育希望者全員入所ができる体制をとっていくべきであります。

さらに、土曜保育については40人前後の園児が行っておられますが、町内、1カ所のため、清水地域からは行きにくい状況にあります。清水でも対応すべきであると考えます。

4点目に、消防力の人員基準であります。基準でいいますと、100人に対して現在69人の体制であり、充足率は67.65%です。防災上、また救急搬送が多くなってきている中で、人員をふやすべきだと考えます。

5つ目に、機関委任事務もふえるばかりであり、職員の業務が多くなり、一方で正規職員に期待してきている中で、この労働を非常勤職員や臨時雇いで対応せざるを得ない状況にあります。地方交付税の一本算定がえも大幅にダウンしてきた中で、必要な人員を確保すべきであります。

第6点目として、特定健診の受診勧奨を進めながら、体制的に健診をふやせない状況にあります。人間ドック、脳ドックの両方受診できなくなりました。早期発見、早期治療の観点から、体制強化すべきであります。

第7点目として、地域経済の活性化の観点から、需要費の消耗品費や修繕料など、また備品購入費などを地元発注をさらに意識的に高めるべきであります。

第8に、生活扶助基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度など、受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てくることでもあります。また、町が購入する消耗品などにも消費税がかかるという問題もあります。

第9つ目として、消費税10%引き上げに対応して、使用料や利用料などの引き上げがされていることでもあります。

第10点目として、平成23年度から毎年、住民基本台帳で14歳から18歳の若者の閲覧が無料で、自衛隊和歌山地方本部に提供させていることがあります。

第11点目として、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、自由にさせないための規制がありますが、経済産業大臣も条例での規制を指摘していますから、条例をつくるべきであります。

しかし、一方で、町民の要望をくみ上げた施策や子育て支援、そして道路予算もありますけれども、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第6号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、議案第6号、平成31年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第6号について質疑をさせていただきます。

まず、1点目として、国保税の滞納の問題ですが、滞納者数と分割納入者数を教えていただきたいと思います。

また、滞納整理機構へ回した件数もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

滞納者数と分割納入者数ですけれども、2月末現在で現年滞納繰越、合わせまして452人です。分納誓約者は115人おりますが、完全履行を行っている人は62人となっております。

また、地方税回収機構へ移管した分については、平成29年度で10件、平成30年度で8件でございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に質疑をさせていただきます。国による収納率や独自の医療助成をすれば、ペナルティーがかかっていると思うんですが、我が町の場合、これらのことによるペナルティーの試算額はどのようになっていますか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

収納率につきましては、2号分繰入金、県の特別交付金、また県へ入る、国の療養給付費等交付金等、調整交付金等もありますが、それにつきましては収納率は全国平均より高い数値となっておりますので、ペナルティーというより加算されている状況です。

まず、平成30年度につきましては、2号分繰入金につきましては、収納率による増加分で960万円、また本年度の1月末時点で前年度を上回る収納率になりますので、

270万円増額されまして、合計で1,230万円交付される見込みとなっております。また、保険者努力支援分につきましては、12項目の各得点数の積み上げとなっております。はっきりした額はわかりませんが、全体で県に入りますので、市町村にまた配分されるということで、点数だけで平成31年度に反映される収納率については50点加算されております。

それと、医療費助成によるペナルティーでございますが、平成30年度決算見込みで合計1,342万6,000円、これは決算見込みなんですけれども、1,342万6,000円余りのペナルティーが課せられる予定となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、特定健診とドックとの関係からお聞きしたいんですが、平成26年度と平成30年、平成31年度と見てみますと、特定健診のドックの合計が平成26年度で5,570万円ぐらい、平成30年度で4,721万円ぐらい、平成31年度予算として5,173万円、これ3つとも当初予算の額を足した合計なんですけれども、平成30年度と平成31年度に対比しますと、452万円までふえているんですが、健診についての充実を図ったということでの額で、ふえたということではないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

特定健診及び人間ドックの委託料については、平成31年度、診療報酬の改定増額分と10月からの消費税増額分の単価改定による委託料の増額となっております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

議案第6号、平成31年度国保特別会計について反対の立場から討論を行います。

国保制度は皆さんも御存じのように、加入者同士が支え合う、相互扶助ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく、いわゆる社会保障制度であると、国

保法第1条で明記されています。そして、協会けんぽのように事業主負担がございません。また、子どもからも税をとる計算にもなっております。そして、第1に、国保の所得ゼロから100万円以下の世帯が2,130世帯、全体の46.3%、被保険者は3,214人の37.1%も占めています。7割から2割軽減を受けている世帯は2,422世帯の52.7%、人数で言いますと約50%が軽減を受けている被保険者数となってしまいます。そして、固定資産税があれば国保税に大きくかかわってきます。負担能力以上の納税を強いられているということになります。ですから、資格証明発行が37件、短期証明書も発行49件とお聞きしております。

第2に高額療養費の問題であります。住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,000円余り負担増となります。

第3に、国保広域化を進めています。

第4点目として、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのため、限度額を引き上げると、その負担は結局、加入者全員に及ぶことになってしまいます。

5つ目として、余剰金が出て被保険者に戻さず、基金などに積み立てるのは問題であります。

第6点目として、国庫支出金を減らしたことが、国保会計を苦しくさせた最大の原因でありますから、全国知事会は1兆円の国費を投入して、世帯割、人数割を廃止して、負担を軽くするように求めています。そういう立場から声を上げるべきであります。

以上の理由により反対討論させていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第7号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第7号、平成31年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題

とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第7号について質疑をさせていただきます。

まず1点目は、特例軽減をなくす改正となってきておりますが、総所得金額がゼロの場合、9割軽減から8割軽減に変わります。そして、平成32年以降は8割軽減をなくして、7割軽減となっていきます。また、8.5割軽減の方は平成33年度には7割軽減になります。それぞれこの設定で行きますと、何人から何人に影響を受ける人数と1人当たりの影響金額は幾らでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

平成31年、9割軽減から8割軽減への改正では、済みません、これの数値なんですけども、平成31年2月末現在で押さえております。また保険料につきましては、平成30年度、31年度の税率で試算しております。

平成31年度ですが、9割軽減から8割軽減への改正は1,553人で、年間1人当たり、4,581円の増となります。また、平成32年、8割軽減から7割軽減への改正では、同じく今のところなんです、同じ人数1,553名、4,581円となります。また、8.5割軽減ですけども、平成32年度に8.5割軽減から7.75割軽減への改正で1,203人、影響額3,436円、同じく平成33年度につきましては、7.75割軽減から7割軽減への改正で1,203人、3,436円の増となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、75歳になって、後期高齢医療に移る方や、障害者で65歳になり、後期の被保険者になる方の被扶養者であります。5割軽減が2年間に限り延長になりました。これの対象人数と、その1人当たりの影響額の金額は幾らになりますか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

この数値につきましては、当初予算積算料の数値でございます。対象人員につきましては187人、影響額につきましては427万1,560円です。1人当たり平均

2万2,843円となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

もう1つ伺います。所得ゼロの方で9割軽減者が8割軽減になって、それより少し所得のある方は8.5割軽減となってしまいます。所得のある方のほうが軽減率が少し高くなってしまふ矛盾が出てきているのではないかと思います。説明を求めます。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

後期高齢者の保険料、均等割に係る軽減特例は9割軽減、8.5割軽減について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支給給付金の支給と合わせて、見直しを実施することとされております。現行の9割軽減が適用される低所得者に対しては基本的に消費税の引き上げに当たって、年金生活者支援給付金が支給されることとなります。以降、8.5割軽減の対象の方につきましては、年金生活者支援支給等の支給対象とならないこと、激変の観点から1年間に限り、実質8.5割軽減を据え置くこととなっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

もう1つ最後に伺いますが、均等割額の5割軽減の基準算定額が27万5,000円から5,000円上がって28万円になりました。また均等割額の2割軽減の基準算定の費用額を50万円から51万円に上げますが、それぞれ何人から何人に対象となるのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

5割軽減者で、これは平成31年当初時点の数値でございます。5割軽減者で397人から408人、11人増となります。また、2割軽減者では324人から326人、2人増となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

部長に聞くんですけど、この後期高齢者の保険証の発行の件について、去年は75歳の誕生日やった。去年は世帯主のところへ国保で後期高齢の届けが送ってくると。ことし、3月20日次の日に、4月の切りかえに送って来るんですけど、後期高齢者の人のやつがなかったと。それはどういうふうな発行の形になっているのかというのが1点。

それともう1点が世帯主へ後期高齢者が、4月で切りかえと違ったら、こんなに違うんですよって言うぐらいの紙を1個、ほうり込んでいたら、啓発できるようにしたらどうですかと。この2点をお聞きします。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

亀井議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の保険証の発行については、ちょっと私、今、資料を持ち合わせておりませんので答えることはできないんですけども、発送の時期とか、また啓発については今後、検討していきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

根性悪て言うたんと違うんですけど、やっぱり要は一般国民健康保険の方は4月改正で、75歳の方は7月で変わるらしいわよ。それを職員みんなが窓口の子も知らんと、あっち行け、こっち行けって言うたんで、そのときに今までお姉さん、お兄さんの我々やったら、年になってくるんで、ことし、ないよと。何でかなっていうていうことになるんで、そのときには後期高齢者の、世帯主に送るんで、そのときに全体的に1袋で送るわけでしょう。それを75歳の方があったら、後期高齢者の方は7月の切りかえになっていますっていうサービスをお願いしたくて。それをしちやってくれるか、せんかの問題よ。答えてください。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

今後、窓口等、きっちり周知しまして、私も含めて周知しまして、実行していきたいと。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

もう、町長に。一遍、後期高齢者の75歳を超えて、もう誕生日過ぎている人にも、

住民税務部へ、それきちっと入れちゃげなって一言、言うて。それで終わりや。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

一回、検討して、できるだけするようにします。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第7号、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

もともと国は、医療費の削減を目的に75歳という年齢で差別する医療制度を設けたのが問題であります。ですから、保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。県後期高齢者医療連合の試算でも、75歳以上、1世帯の場合で年金収入210万円や、世帯主が子どもで、75歳以上高齢者が1人の場合の年金収入210万円の世帯でも負担増となってしまいます。さらに、75歳単身者世帯で年金収入80万円の方がおられると、世帯主の子どもと同一世帯になってしまいますと、保険料が10倍にもなってしまいます。所得100万円以下の被保険者が4,575人、実に94.1%も占めますから、9割から2割軽減を受けている被保険者は3,705人の76.2%にもなっています。そして、今回、所得がゼロの場合、9割軽減が8割軽減に変わり、平成32年から8割軽減をなくして7割軽減に、また8.5割軽減は平成33年に7割軽減になります。そして、所得ゼロの方は8割軽減で少し所得のある方が8.5割軽減になってしまうという矛盾したことも生まれてまいります。

よって、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第8号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第8号、平成31年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第8号について質疑をさせていただきます。

段階別の介護保険料のそれぞれの滞納者数を教えてください。

以上です。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

平成29年度決算による階層別の滞納者数ですが、第1段階が25名、第2段階が5名、第3段階が4名、第4段階が6名、第5段階が1名、第6段階が8名、第7段階が3名、第8段階が1名、第9段階が1名、合計54名となっています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第8号、平成31年度介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

昨年から3年間の事業計画に基づき制度を見直しました。公的介護や医療保険を土台から崩す医療介護総合法によって、介護に係る予算を削減するために、本格的に実施される年度になります。まず525人の要支援1、要支援2の方の訪問介護や、通所介護事業を介護保険から外して、新総合事業に振り分け、単なる家事援助のように

変えていきます。

また、介護保険料は基準額で500円上がっています。介護保険料を滞納すると、サービスは受けられませんが、滞納者は54人あり、第1段階の非課税の階層で、先ほどの答弁のように、滞納者がありました。合計所得が160万円以上の方を対象に、自己負担を1割から2割に引き上げましたが、後期高齢者医療の現役並み所得が年収360万円以上であることと比べても、厳しい線引きになっています。

介護の充実を求め、施設をふやしたり、職員の給与を引き上げると、介護保険料にはね返るシステムを変えなければなりません。介護の必要度ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない状況であります。

介護保険制度は家族介護から、社会で支える介護スローガンで出発いたしました。しかし、今や負担増やサービスの取り上げ、認定率の抑制、在宅への切りかえを進めるやり方では制度自体ももたないことを申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第9号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第9号、平成31年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第10号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第10号、平成31年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第11号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第11号、平成31年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第12号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第12号、平成31年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第13号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第13号、平成31年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第14号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第14号、平成31年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第15号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、議案第15号、平成31年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。

予算書の392ページ、393ページ、歳入になるんですけども、4款諸収入、1項雑入についてお聞きします。10月から値上げを理由に、半年間で1万人の利用者減というのが見込まれている状況であります。しかし、そういった中でマッサージ機等収入とりラクゼーション収入という雑入が増加見込みとなっております。半年間で1万人の利用者が減るのに対して、この雑入が増加になるという見込みになっている

根拠をお答えください。

また、具体的に人数等、どれぐらいの増加を見込んでいるのか、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

椿原議員の御質疑にお答えします。

まず、温泉の利用者の減ということについてでございますが、これはあくまでもここ数年の実績によるものということで、値上げを理由とした利用者数の減でないことを御了承いただきたいと思います。その上で、マッサージ機、収入の増加根拠につきましては、今、故障しているマッサージ機が2機ございます。そのマッサージ機を修繕することにより、利用者の増数が見込めるということと、フランスベッド、横たわって寝られるようなフランスベッド、これのマッサージをできる台があります。これが2台置いておるんですけれども、1回300円、10分程度の利用ということになります。この回数がここ数年ふえておりますので、その増を見込んでおるという理由でございます。また、リラクゼーションの収入につきましては、委託業者さんが人員を増加いたしまして、接客に当たっているところ、固定客数も増加しており、実績で約5万円の増収を見込んでいるというためでございます。

それと、具体的にはマッサージ、リラクゼーションともに、今、現在は平均しますと、1日当たり2名でございます。それを1日当たり0.5名の増を見込んでおるということでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁いただきました。利用者減の理由のところなんですけれども、値上げが理由じゃないと、近年の状況を見てというふうにお答えいただいたんですけどね、それ、ほんまですか。というのも、説明資料で、要は4月から9月の6カ月間が5万5,000人の予定、10月から値上げ予定にして4万5,000人になっているんです。合計10万人なんですけども、平成30年度予算で年間で11万人という見込みなんです。それに対して、4月から9月の半年間5万5,000人というのは、要は1年間11万、平成30年度は1年間の12カ月で11万人、平成31年度は前半の値上げ前の半年間で5万5,000人、11万人の半分計上しているやないですか。これはどう説明するんですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

その数字につきましては、商工観光課のほうにも確認いたしましたんですが、値上げをしたために、後半減つとるという数字ではないということでございます。ここ数年のちょっと実績をここで披露させていただきます。まず平成27年度につきましては10万7,907人、それから平成28年度が10万8,041人、そして平成29年度が10万4,534人ということで、今まで11万人、ちょっと希望も持たせた上で11万、上の数字を計上させていただいたんですけども、平成30年度、今年度も災害等もございまして、平成29年度よりも少し利用者数は減るかなという見込みでございます。そういうことから10万を少し超えるかもしれないですけども、一応、歳入のほうは10万人と低い数字で抑えさせていただくと、そういう形でございます。御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

きちっと答弁いただきたいんです。というのも、先ほど10月からの値上げを理由に減少じゃないと、またおっしゃってくださったんですけども、10月から値上げ予定の半年間で1万人下がっているやないですか。この理由を聞きたいんですけど。値上げ前の半年間では5万5,000人、値上げ後、半年間で4万5,000人っていう説明資料をいただいているやないですか。値上げ後の半年間で1万人下がっている資料を提出されているんですけど、これの理由をお答えください。なぜ、この値上げの半年間で1万人下がっているのか。値上げが理由じゃないのであれば、その理由、ちゃんと根拠をお示してください。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

10万人に対してのその人数の振り分けということにつきましては、前半、どうしてもゴールデンウィーク、4月、5月のゴールデンウィーク、それから夏場の夏休み期間という、前半に利用者数がふえるということが今までもございます。その点で、前半を多目に、後半を少な目という割り振りに計上しておると思われま。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

私も、この議案について質疑させていただきますが、まず今回、温泉施設を利用しようということで、予約の電話を入れたんですが、部屋を借りれないと断られたそう

なんです。今も人数の問題で、どう温泉を活性化させるかという論議があったと思うんですが、少しでも温泉収入を上げるためにも、人に多く来てもらわなあかんということだと思うんですが、そうやのになぜ温泉の施設が利用できないのか疑問なんです。お答えいただきたいと思います。

それから消費税増税の関係で100円上がって、700円になりますが、大体10万人とすれば1,000万円のお金になるんですけども、合わせて食堂のメニューについても消費税がつけられて、メニューも値段が上がるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

かなや明恵峡温泉につきましては、食堂も、これはクレイシアさんに委託しております。従来は食堂部門には料理人、主になる料理人が1名、それから補佐的な料理人が1名の2名体制、それから接客係2人ということで4人体制で運営しておりました。ただ、3月から、22日か23日ごろからですけれども、主になる料理人の方がクレイシアさんの都合で他の職場のほうへ派遣ということになっております。それで、現在は3人体制で運営をしているところでございます。連絡をいただいたときに、既に3人体制ということで、今の体制ではちょっと食事の提供ができるかどうか、断ったということはお聞きしておりません。一度、検討させていただきたいと。湯浅城のほうともクレイシアさん、提携しておりますので、そちらのほうとちょっと検討してということだと聞いておるんですけれども、ちょっとその伝わり方がお客様に不快な思いをさせたということになりますと、この場をもっておわび申し上げたいと思います。

クレイシアさんと昨日、他の事業のこともありまして、お話しする機会がありました。新年度から、4月1日からはもとの4人体制をとって、通常どおりの食事の提供ができるように努めるということでお返事をいただいておりますので、御了承願いたいと思います。

それから、食堂メニューの値段も値上げになるかということでございますけれども、昨日のクレイシアさんとの話し合いの中では、現在のところ値上げを計画しているものではないということでございます。ただ、情勢を見ながら、やはり営利目的の事業でございますので、また値上げをする可能性もありますので、今のところはないということでもよろしく申し上げます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これは平成26年度の当初予算で、この委託の話が出てきたと思うんですが、そのときに質疑させていただきました。産業振興部長は食堂、売店の赤字の解消のため民間活力を入れて、少しでも温泉を続けるようにしたいということで、収益が上がればその収益の10%を町へ入れていただくということで、委託に踏み切ったということで答弁していますが間違いないですよ。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

はい、間違いはございませんが。ただ、10%が5%にということは変更になっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

5%になっていますよね。平成30年度から。それでですね、この業者、本当に間違いないかという心配があるんですよ。なんか聞いていたら、真摯な、真面目に、即応的に対応していないような気がするわけです。この企業の理念にはこんなことを書いているんですよ。速さ、迅速な対応、時は金なり、行動力。どこが迅速なんですかって聞きたいんですよ。だから、今後、こういうことがないように、詰めていただきたいのと、私はこういう事例が起こった限りは、もう委託せんと、もとのへ戻してやるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

以前は直営でやっておりました。そのときの経費等をやっぱり考えますと、直営ではかなり難しいと思っております。クレイシアさんとはもっともっと話を詰めまして、今後このようなことのないように、しっかりと指導、監督に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

区が使いたいというのは日程の関係もあかんというか、即、行けるという返事がなかったんで、やる側にとっては次、探さなあかんということなので、そうなったと思うんです。本来なら、こういうことはあるべきでないし、確実に4月1日からできるんですかということなんです。確約、業者からとっているんですか。もし、とって

いないんだったら、どういうふうにつ詰めるんかという問題が起こってきますので、利用者さんには本当に迷惑がかからんように、温泉としてマイナスイメージにならないようにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

4月1日からの確約は昨日、とらせていただいております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに、質疑ございませんか。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

小林、質疑させていただきます。

先ほどの椿原議員との質疑に関連してですけど、10月までの前半の予算の人数ですけれども、5万5,000人ということで、後半は4万5,000人ということで10万人というふうに、先ほど入湯者を計算されていたと思うんですけども、そのときに前年度の実績、今までの実績からその数字を入れたというふうにお答えいただいたと思うんですが、ということは100円上げても入場者は減らない。前年度から比べて、あるいは今までから比べて減らないというふうに計算されているんですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

今までの実績、ずっと横ばい程度です。10万人を少し、4,000人、それから7,000人、8,000人ぐらい超えておる人数でございます。それで10万人と落としております。その程度の減りということで、これはやってみなわからんことですけれども、気象条件等にもよりますし、ただ目安としては前年度、前々年度の数字を目安に10万人というのを割り出しております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

何か明確な回答をいただけなかったような気がするんですけども、次の質問に行かせていただきます。

最大700円になると思うんですが、いろんなサービスというか、割引とかいうのがあると思うんですけども、そこの変更について、もう一度ちょっと確認したいんですけども、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

割引については、今までどおり、シルバー割引、半額とか、700円に上がったなら350円と、半額の350円、そういうサービスは、金額は上がりますけれども変わりません。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

もう結構です。終わります。

○議長（殿井 堯）

ほかに、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第15号、平成31年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

まず、温泉の入浴ですが、大人で100円上げて700円に、子どもは300円から400円に、障害者の方は300円から350円に引き上がります。ただし12枚の回数券は大人で6,000円から6枚の3,500円に抑えています。子どもについては、3,000円から2,000円に抑えています。合併後、延べ利用者数は平成29年度までで、平成21年度を除いて10万人を割っていません。これが入浴料の引き上げや食堂が利用できなくなると、利用客の減につながってしまいます。平成26年度から食堂、売店を民間に移し、収益の10%を入れてもらうことになっていましたが、これも5%になったということでもあります。その収益にかける率も昨年度から5%になったわけですが、業者の名前も変わり、真摯な姿勢はなかなかないように思います。契約期間は平成32年3月末となっておりますから、この際、委託をやめて直営でやるべきことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はございませんか

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第16号……………

○議長（殿井 堯）

日程第12、議案第16号、平成31年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第17号……………

○議長（殿井 堯）

日程第13、議案第17号、平成31年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第18号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、議案第18号、平成31年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第19号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議案第19号、平成31年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 6 議案第 2 0 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 6、議案第 2 0 号、平成 3 1 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 7 議案第 2 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 7、議案第 2 1 号、平成 3 1 年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3 番、椿原竜二君。

○3 番（椿原竜二）

3 番、椿原です。

議案第 2 1 号、平成 3 1 年度有田川町水道事業会計予算について質疑をさせていただきます。

昨年 8 月、災害用備蓄水の有田川神聖水から基準を超える一般細菌が検出されました。これ自主回収されたんですけども、平成 3 1 年度にも棚卸資産購入限度額 7

43万1,000円のうち、89万1,000円と予算が上がっております。新たに、この有田川神聖水を生産するようなんですけれども、この原因と対策はどのようになっているのか、よろしく申し上げます。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

椿原議員の御質疑にお答えいたします。

昨年、一般細菌が基準値を超えた原因につきましては、調査をいたしました。原因の特定には至りませんでした。平成31年度におきましては、他のメーカーを再調査いたしまして、水質基準が担保できる仕様書を作成し、業者を選定することとしております。

有田川水道事業は御利用者の皆様方に安価で安全、安心な水道水を安定的に供給することが本来の目的であり、当然、神聖水についても同様であり、水質基準が担保でき、安心して御利用いただけるものでなければならぬと考えております。そのため、再製造に当たり、水質基準が担保できる仕様書を再検討し、業者選定には慎重に対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩いたします。11時20分より再開いたします。

~~~~~

休憩 11時08分

再開 11時20分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

ここで、長い間、町の発展のために御尽力いただきました職員の皆様が3月31日をもって退職されます。総務政策部長より、退職される皆さんの役職及び氏名の紹介の申し出がありましたので、許可します。

総務政策部長、中裕準君。

（退職者 入場）

○総務政策部長（中裕 準）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日をもって退職する管理職の方々を紹介させていただきたいと思います。

産業振興部長の立石裕視さんです。

建設課長の岩本武久さんです。

消防本部次長の谷口佳久さんです。

清水消防署長の高垣忠さんです。

消防本部警防課長の上久保和享さんです。

和歌山県後期高齢者医療広域連合派遣、次長兼業務課長の岡真次さんです。

以上6名の方々です。

○議長（殿井 堯）

退職者を代表して、産業振興部長の立石裕視君から挨拶の申し出がありましたので許可します。

立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして、挨拶をさせていただきます。

本日は私たちのために、議場における貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ここにおります私たち6名のほか、総勢14名がこの3月末日をもって有田川町を退職いたします。私たちはそれぞれの思いを胸に奉職して以来、最長者で42年間という長い間、大過なく務めさせていただけたのも、議員皆様方の心温まる御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝しております。また、中山町長を初めとする、町執行部の皆様の御指導、御協力に支えられてのことと深く感謝しております。

退職後は、皆、いち町民となり、それぞれの道を歩むこととなりますが、どこかで有田川町の発展に関与できればと思っておりますので、変わらぬ御厚情、おつき合いのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方並びに町執行部の皆様方の御健勝、御多幸、御活躍を祈念申

し上げるとともに、有田川町の今後ますますの発展に御尽力を賜りますことを切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（殿井 堯）

退職される皆様に申し上げます。長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

〔拍手〕

（退職者 退場）

……………日程第 1 8 議案第 2 2 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 8、議案第 2 2 号、有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 9 議案第 2 3 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 9、議案第 2 3 号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第24号……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、議案第24号、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第21 議案第25号……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、議案第25号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 2 6 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 2、議案第 2 6 号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 2 7 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 3、議案第 2 7 号、有田川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 4 議案第 2 8 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 4、議案第 2 8 号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 5 議案第 2 9 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 5、議案第 2 9 号、有田川町下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第26 議案第30号……………

○議長（殿井 堯）

日程第26、議案第30号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。

議案第30号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。項目として4つ質疑をさせていただきます。

まず、温泉使用料を値上げする理由をお答えください。

2つ目、値上げ金額の100円という根拠をお示してください。

3つ目、実際の値上げ分での利用客の減少というのはどれぐらいを見込んでいるのか。人数、パーセント、金額ベースでお答えください。

4つ目、利用者を減少させないために、どのような策を行っていくのかお答えください。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

椿原議員の御質疑にお答えいたします。温泉料、今回、600円から700円に値上げするという理由につきましては、ことし10月の消費税の増税の影響も多少ございますが、ここ数年の実績をもちまして、温泉の収支のバランスを考えた場合、使用

料を100円増額することにより、健全な経営ができると推測したからであります。歳入で使用料を1万人削減し、計上しておりますが、先ほどもお答えさせていただいたとおり、あくまでもここ数年の実績が10万人前後であるということで、10月の値上げによるマイナスを考慮したものではありません。そこは御了承いただきたいと思えます。利用客数の増減につきましては、さまざまな要因がありますので、あくまでも過去の実績をもとに計上しております。サービスのなことにつきましては、まだ既存のサービスを続けながら、また新たなサービスを検討するという、まだ具体的な策につきましては今のところ打っておらないのが現状でございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁いただきました。それでは、値上げしたからといって、減る分というのを全く今は見込んでいない、計算をしていない状況で、これを進めているという理解でよろしいですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

全くということではないんですけれども、試算の中で何%を減った場合は、どれぐらいという試算はしております。一応、16%減ぐらいまでは収支のバランスがとれるということで、その範囲内であろうと想定はしております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。

議長にお許しをいただきましたので、議案30号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。まず、利用者が減るといところで、一般会計の入湯税が減ってきます。今後、改修するために基金を積み立てていかなければいけないという状況の中で、入湯税が減っ

てしまうと、さらに改修が厳しくなってきます。一般会計繰入金、400万円の財源を見たときに、繰り入れの400万円すべてが観光振興基金であって、観光振興基金はもとは入湯税であります。つまりは、今、現状で町全体で考えたときに、決して赤字ではありません。それと、利用者が減らないように、今のところ策を打っていないというのが現状であります。利用料を上げるのであれば、やっぱり利用者が減らない策というのをセットにして進めていくべきだと、私は考えております。ただ、値上げをして、利用者が減ってしまって、そこからまたとりもどそうとして、策を打ったところで、やっぱり遅いんで、セットにして対応が、減らない策というのを今、全く何も考えていないという時点、この現状ではやっぱり到底賛成できるものではありません。きっちりとセットで値上げをするべきだと考えており、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

12番、岡です。

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、これより12番、議案第30号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。この条例改正案は、明恵峡温泉の大人のベース料金、現状600円から100円を値上げし、700円へと改正するものでございます。今し方、この条例、改正案に反対する同僚議員の討論もお聞きしたところでありますが、料金を据え置きという思いは十分よく理解できるところでございます。当然、利用者にとりましては、料金が安いことにこしたことはないわけでございますが、しかしながら将来に向けて、長期的な健全経営のために、やむにやまない事情という点につきましても、勘案すべき点であると考えます。料金据え置きの場合、消費税8%から、10%への増税、2%分の影響額はこれまでの実績値から見て、年間約100万円の減少だと想定されるとのことです。また、明恵峡温泉は電気でお湯を追いだきしているということで、今後の社会情勢の移り変わり、電気料金の単価アップの可能性も否定できず、その点につきましても特に懸念されるところであります。かなや明恵峡温泉は合併前の旧金屋町時代、平成14年10月から営業を開始し、ことし17年目を迎えている町営の施設でありまして、老朽化に伴う設備、機械の更新や、外壁などの修繕も、年次的な計画性をもって各年に分けてやっていかなければならないとお聞きしております。

そのような背景のもと、赤字を最小限にとどめるために、現場といたしましては、切り詰めるところは切り詰め、人員体制もぎりぎり回しているとのことで、健全経

営と懸命に取り組まれているということでもあります。

かなや明恵峡温泉は町営施設だということで、赤字分を無尽蔵に町費補填とするこ  
ともなかなか理解を得られにくい状況も考えられる中、消費税増税による影響、社会  
情勢の変化、また今後の施設、設備の更新など、明恵峡温泉を取り巻く環境に少しで  
も対応するためにも、将来的な観点から、このたび値上げをするという苦渋の決断は、  
私自身、十分理解し得るところではないかと思えます。

しかしながら、このたび、この議案に賛成するに当たりまして、1点、申し添えさ  
せていただきたいこととして、先ほども同僚議員からもありましたけれども、今後は  
値上げをしても、それに見合うだけの施設であるのかが、利用者から問われることと  
なると思われまますので、とりわけその点を肝として捉え、十分重要視されたいと考  
えます。観光事業は水ものの要素が強く、特にその年度の季節や気候に大きく左右され  
るという側面もありますので、入場者数の増減は決算における数字が結果としてあ  
らわれます。お聞きいたしますと、誕生日の無料券プレゼントの実施や、今後はポイ  
ントカード券の発行も検討されているとお聞きしておりますが、そのようなサービス  
の充実、そこで働く職員のもてなし意識の向上をさらに増幅され、利用者の満足度  
を高められるような取り組み、新料金体制となっても、明恵峡温泉へまた来たいと利用  
者に思ってもらえるような体制づくりにますます取り組まれますよう、その点を申し  
添えさせていただき、議案第30号、有田川町かなや明恵峡温泉条例の一部を改正す  
る条例の制定につきまして賛成する立場からの討論とさせていただき、私の討論を終  
わります。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第27 議案第31号……………

○議長（殿井 堯）

日程第27、議案第31号、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 8 議案第 3 2 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 8、議案第 3 2 号、有田川町文化ホール条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議案第 3 3 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 9、議案第 3 3 号、有田川町農村環境改善センター条例を廃止する条例の  
制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第30 議案第34号……………

○議長（殿井 堯）

日程第30、議案第34号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第35号……………

○議長（殿井 堯）

日程第31、議案第35号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 3 2 議案第 3 6 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 3 2、議案第 3 6 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員長（谷畑 進）

報告します。

去る 3 月 5 日、議会初日、当委員会に付託された議案第 3 6 号の有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過、並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は 3 月 7 日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。議案第 3 6 号について、本路線は土生地内において、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は 6 メートル、延長は 8 3. 3 8 メートルであります。宅地分譲予定戸数は 1 1 戸で、住民の利便性向上のため、また町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 諮問第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第33、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第34 諮問第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第34、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第35 諮問第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第35、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第36 諮問第4号……………

○議長（殿井 堯）

日程第36、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 11時54分

再開 11時55分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

副議長の小林英世君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 副議長辞職の件……………

○議長（殿井 堯）

追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小林英世君の退場を求めます。

（小林英世君 退場）

○議長（殿井 堯）

議会事務局長より、辞職願の朗読をさせます。

○議会事務局長（一ツ田友也）

それでは朗読させていただきます。

辞職願、このたび議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。有田川町議会、副議長、小林英世。

以上です。

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

小林英世君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、小林英世君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小林英世君の入場を許可します。

（小林英世君 入場）

○議長（殿井 堯）

ただいま副議長の辞職を許可されましたので、通知いたします。

しばらく休憩します。休憩中に議会運営委員会及び全員協議会を開催しますので、

4階第1会議室にお集まりください。

~~~~~

休憩 11時57分

再開 14時21分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として、選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第2 選挙第1号……………

○議長（殿井 堯）

追加日程第2、選挙第1号、副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議がありますので、選挙方法を投票で行うことにします。

追加日程第2、選挙第1号、副議長の選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（殿井 堯）

ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、堀江眞智子君、2番、増谷憲君を指名します。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（殿井 堯）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（殿井 堯）

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱を点検]

○議長（殿井 堯）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順に投票願います。

[投票]

○議長（殿井 堯）

投票漏れは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

1番、堀江眞智子君、2番、増谷憲君

開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（殿井 堯）

選挙の結果を報告します。

投票数16票、有効投票14票、無効投票2票です。有効投票のうち、小林英世君14票であります。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、小林英世君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場を開く]

○議長（殿井 堯）

ただいま副議長に当選された小林英世君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された小林英世君の発言を求めます。

○副議長（小林英世）

8番、小林です。

ただいまの選挙でもう1年、副議長を仰せつかりました小林です。1年間、副議長として重責を十分担えたかどうか、そういうふうなことを自問自答すると、まだまだ不十分だなという気持ちは持っております。それで、またこれからの1年を、もう1回やれというふうに御支持いただいたわけですから、持てる力をしっかり発揮して、今までの1年を無駄にせず経験を生かして頑張りたいと思います。よろしく願います。

〔拍手〕

……………日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 3 7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひします。

……………日程第 3 8 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 3 8、常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第 3 9 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 3 9、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第40 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第40、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 14時35分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

6 番 議 員 片 畑 進 之

1 1 番 議 員 佐 々 木 裕 哲